

# 兵庫県公報

平成30年2月28日 水曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	55戸

- 2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 1団地 110戸

- 3 次の特別賃貸県営住宅を普通県営住宅に用途変更をすることとし、特別賃貸県営住宅としては用途廃止することとした。

特別賃貸高層耐火住宅 1団地 9戸

- 4 3の用途変更後の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種類	名称	位置	戸数
普通高層 耐火住宅	明石魚住高層住宅	明石市魚住町西岡	9戸

## 規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第2号

#### 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款171の項中

「

11	0.8177	61,200
22	0.9380	72,900
11	1.0728	83,300

」

を

「

22	0.7905	55,100
11	0.8177	61,200
11	0.8209	55,100
22	0.9380	72,900
11	0.9417	65,600
11	1.0728	83,300
11	1.0770	75,000

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款10の項中

「

146	0.3044	18,500
48	0.3111	18,500

」

を

「

68	0.3044	18,500
18	0.3111	18,500

」

に、

「

2	0.3178	19,500
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3178	19,500
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.3424	22,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3424	22,400
---	--------	--------

」

に改め、同表3の部普通高層耐火住宅の款を次のように改める。

普通高層耐火住宅	1	2	明石魚住高層住宅	明石市魚住町西岡	9階建	9	1.0249	円 64,000
	2	6	川西けやき坂高層住宅	川西市けやき坂5丁目	10階建	10	1.0887	80,000

別表第3特別賃貸高層耐火住宅の款中

「

2	明石魚住高層住宅	明石市魚住町西岡	9階建	18	64,000
---	----------	----------	-----	----	--------

」

を

「

2	明石魚住高層住宅	明石市魚住町西岡	9階建	9	64,000
---	----------	----------	-----	---	--------

」

に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通高層耐火住宅の款171の項を次のように改める。

171	26	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	11階建	11	0.5919	39,700
					11	0.7843	54,700
					22	0.7874	55,000
					11	0.8145	54,700
					11	0.8177	55,000
					22	0.9343	65,100
					11	0.9380	65,500
					11	1.0686	74,400
					11	1.0728	74,900

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款8の項中

「

146	0.3044	18,500
48	0.3111	18,500

」

を

「

68	0.3044	18,500
18	0.3111	18,500

」

に、

「

2	0.3178	19,500
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3178	19,500
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.3424	22,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3424	22,400
---	--------	--------

」

に改め、同改正規定のうち同表3の部普通高層耐火住宅の款を次のように改める。

普通高層耐火住宅	1	平成2年度	明石魚住高層住宅	明石市魚住町西岡	9階建	9	1.0249	64,000	円
	2	6	川西けやき坂高層住宅	川西市けやき坂5丁目	10階建	7	1.0771	80,000	
						1	1.0880	80,000	
						2	1.0894	80,000	

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。